

標茶町お試し暮らし住宅実施要綱

(目的)

第1条 標茶町（以下「町」という。）への移住に関心のある者が、一定期間、町での生活体験をできる場を提供するため、お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を活用し、移住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者（転勤又は婚姻による転入者は除く。）

(2) 住宅 家具、電化製品などを完備して移住生活を体験できる建物
(空き家の借上げ等)

第3条 町長は、住宅を確保、整備するため、空き家を借り上げようとするときは、その所有者と借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）に基づき定期借家契約を締結する。

(期間)

第4条 住宅の借用は4月1日から3月31日までの期間中、使用単位を最短7日間、最長1ヶ月間とする。

(住宅の所在地等)

第5条 住宅の所在地等は、別表1に定めるところによる。

(借用申請)

第6条 住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「応募者」という。）は、あらかじめ住宅の使用について、標茶町お試し暮らし住宅借用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」）を町長に提出しなければならない。

(利用対象者)

第7条 応募者は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

(1) 応募者は、成人であつて、かつ、利用者の代表者であること。

(2) 利用者は標茶町以外に住民登録を行っている者であること。

(3) 標茶町内に両親又は親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。

(4) 標茶町暴力団排除条例（平成25年標茶町条例第2号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者でないこと。

(貸付許可)

第8条 町長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用を承認すると認めるときは、申請者に対し、標茶町お試し暮らし住宅貸付許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 申請者が多数いるときは、書類選考とする。

3 町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

4 町長は、申請者が第7条に該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないものとする。

(1) 住宅の使用の目的に反するとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 住宅等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第9条 町長は、前条の規定により許可書を交付したときは、法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を、標茶町お試し暮らし住宅定期賃貸借契約書（別記様式第3号。以下「契約書」という。）により、当該許可書を受けた者（以下「借受者」という。）と締結し、住宅を貸し付けるものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、標茶町お試し暮らし体験住宅定期賃貸借契約についての説明（別記様式第4号）により、借受者に対し、契約の更新がないことを説明するものとする。

(貸付料)

第10条 住宅の貸付料は別表2のとおりとする。

- 2 借受者は、借用開始日までに貸付料を町に納めなければならない。
- 3 貸付料の計算は、入居の月又は退去の月、若しくはその両方の月において、日数が30日未満となるときは、当該日数分の貸付料については、1ヶ月あたりの貸付料を30で除して得た金額（日額）に、当該日数を乗じて得た金額を貸付料とする。なお、日額は100円未満を切り捨てた額とする。
- 4 前項により納めた貸付料についてはこれを返還しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その都度返還割合を決定し、返還することができる。
- 5 貸付料には、ガス料金、電気料金、上下水道料金、備付け家財道具等一式使用料、NHK受信料、駐車場使用料を含んでいる。ただし、飲食費、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品や交通費については含まれず、借受者の負担とする。

(借受者の遵守事項)

第11条 借受者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 借受者は、入居開始日に町長より当該住宅の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告しなければならない。
- (3) 借受者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受者は、住宅の借用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を原状に復し、直ちに町長に住宅の鍵を返却すること。
- (6) その他、住宅の借用に関し必要な事項。

(行為の制限)

第12条 住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 別表1で定めるペット不可物件でペットを飼育すること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。

- (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) その他住宅の借用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第13条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上、特に必要と認められるときは、第8条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により貸付の許可を受けたとき。
- (3) 貸付許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (5) 地震、豪雨、洪水、噴火、疫病、その他不可抗力の事由が生じたとき。

2 前項第5号を除き、前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、第10条第2項により納めた貸付料は、これを返還しない。

3 前2項の措置によって借受者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わない。

(住宅の明渡し)

第14条 借受者は、借受期間満了日又は前条の規定に基づき貸付許可を取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときは、明け渡す日を事前に町長へ通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定による借受者が行う原状回復の内容及び方法については、借受者と事前に協議するものとする。

(立入り)

第15条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全又はその他住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の許可無く住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(借用の延長)

第16条 上茶安別住宅の借受者は、借用期間が満了するにあたり、満了後の期間に第7条の規定による借用の申請がない場合に限り、貸付期間満了日の翌日から1ヶ月未満の範囲において、再契約できるものとする。ただし、塘路ログハウスについては再契約できない。

2 前項の規定により再契約する場合、第7条から第15条まで、第17条から第19条の規定を準用する。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第17条 借受者が、住宅の借用にあたって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第18条 借受者は、故意又は過失により住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(事故免責)

第19条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び、住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

住宅名称	上茶安別住宅	塘路ログハウス
所在地	標茶町字チャンベツ原野基線13番地16	標茶町字塘路原野北8線52番地16
構造	木造平屋建	木造地上2階地下1階建
延床面積	71.00㎡	165.28㎡
ペット同伴	可	不可

別表2 (第10条関係)

住宅名称	上茶安別住宅	塘路ログハウス
1ヶ月あたりの貸付料	63,000円	100,000円

別記様式第1号（第6条関係）

標茶町お試し暮らし住宅借用申請書

年 月 日

（申請先）標茶町長

申請者（代表者）
住所 _____
氏名 _____

標茶町お試し暮らし住宅を借用したいので、標茶町お試し暮らし住宅要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、入居の条件等については、同要綱に従うことを承諾するとともに、利用者全員が要綱第7条に規定する要件を満たしていることを誓約します。また、地震、豪雨、洪水、噴火、疫病、その他不可抗力の事由が生じたとき、貸付許可が取り消される場合があることを予め承知します。（取り消しにかかる一切の費用については、町に請求しません）

1 申請者情報

体験回数	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 2回以上（今回で 回目）				
利用期間	(第1希望) 年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
	(第2希望) 年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
	※体験期間は最短7日間最長1ヶ月間とする。				
利用者の氏名 (申請者本人含む)	住所	申請者との続柄	性別	生年月日(年齢)	職業
		本人		年 月 日 (歳)	
				年 月 日 (歳)	
				年 月 日 (歳)	
				年 月 日 (歳)	
				年 月 日 (歳)	
ペット同伴	有・無 ※同伴有の方【ペットの種類： 】				
電話番号(自宅)			電話番号(携帯)		
メールアドレス					

2 借用を希望する体験住宅

記入欄	住宅名称	貸付料(月額)	ペット	構造	住所
	上茶安別住宅	63,000 円	ペット専用	木造平屋建	標茶町字チャンベツ原野基線13番地16
	塘路ログハウス	100,000 円	ペット不可	木造地上2階地下1階建	標茶町字塘路原野北8線52番地16

※記入欄には第1希望の住宅に①、第2希望の住宅に②と記入のこと。

※「ペット専用」住宅は、ペット同伴の方のみ利用することができます。

※申請書に記載の情報は、本町で実施している移住・定住促進事業にのみ使用し、他の目的での使用は致しません。

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

標茶町お試し暮らし住宅貸付許可書

様

標茶町長

印

年 月 日付で申請のあった標茶町お試し暮らし住宅の借用について、
次のとおり許可します。

住 宅 名 称	標茶町お試し暮らし住宅（ ）
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
利 用 人 数	人（申請者含む）
ペ ッ ト 同 伴	有・無
貸 付 料	円
遵 守 事 項	<p>(1) 標茶町お試し暮らし住宅借用申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。</p> <p>(2) 借用者は、入居開始日に町長より当該住宅の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは速やかに町長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(3) 借用者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。</p> <p>(4) ごみは決められたルールに従い排出すること。</p> <p>(5) 借用者は、住宅の借用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を原状に復し、直ちに町長に住宅の鍵を返却すること。</p> <p>(6) その他、住宅の借用に関し必要な事項。</p>
許可の取り消し	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、貸付許可を取り消すことができます。</p> <p>(1) 標茶町お試し暮らし住宅要綱に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により貸付の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 貸付許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(5) 地震、豪雨、洪水、噴火、疫病、その他不可抗力の事由が生じたとき。（取り消しにかかる一切の費用について、町は賠償の責任を負わないものとします）</p>

別記様式第3号（第9条関係）（上茶安別住宅の場合）

標茶町お試し暮らし住宅定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主標茶町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる住宅（以下「住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、次に掲げる標茶町お試し暮らし住宅を乙に貸し付けるものとする。

名 称	上茶安別住宅
住 所	標茶町字チャンベツ原野基線13番地18
構 造	木造平屋建
延床面積	71.00㎡
ペット同伴	可

（契約期間）

第3条 契約期間は、7日以上1ヶ月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始 期	年 月 日から	日 間
終 期	年 月 日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（貸付料）

第4条 住宅の貸付料は、下記の通りとする。

貸付料	円
-----	---

2 乙は、借用開始日までに貸付料を甲に納めなければならない。

3 貸付料の計算は、入居の月又は退去の月、若しくはその両方の月において、日数が30日未満となるときは、当該日数分の貸付料については、1ヶ月あたりの貸付料を30で除して得た金額（日額）に、当該日数を乗じて得た金額を貸付料とする。なお、日額は100円未満を切り捨てた額とする。

4 前項により納めた貸付料についてはこれを返還しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その都度返還割合を決定し、返還することができる。

5 第1項の貸付料には、ガス料金、電気料金、上下水道料金、備付け家財道具等一式使用料、NHK受信料、駐車場使用料を含んでいる。ただし、飲食費、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品や交通費については含まず、乙の負担とする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 乙は、入居開始日に甲より当該住宅の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

（2） 乙は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

（3） ごみは決められたルールに従い排出すること。

(4) 乙は、住宅の借用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を原状に復し、直ちに甲に住宅の鍵を返却すること。

(5) その他、住宅の借用に関し必要な事項。

(禁止又は制限される行為)

第6条 住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) ペット不可物件でペットを飼育すること。

(2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(9) その他住宅の借用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上、特に必要と認められるときは、標茶町お試し暮らし住宅要綱第8条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により貸付の許可を受けたとき。

(3) 貸付許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

(5) 地震、豪雨、洪水、噴火、疫病、その他不可抗力の事由が生じたとき。

2 前項第5号を除き、前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、要綱第10条第2項により納めた貸付料は、これを返還しない。

3 前2項の措置によって乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

(住宅の明渡し)

第8条 乙は、借受期間満了日又は前条の規定に基づき貸付許可を取り消されたとき

は、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときは、明け渡す日を事前に甲へ通知しなければならない。

3 甲は、第1項後段の規定による乙が行う原状回復の内容及び方法については、乙と事前に協議するものとする。

(立入り)

第9条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全又はその他住宅の管理上特に必要があるときは、乙の許可無く住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第10条 乙が、住宅の借用にあたって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、甲の許可を受けなければならない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 12 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書 2 通を作成し、それぞれの 1 通を保有する。

年 月 日

貸主（甲）住所

氏名 標茶町長

印

借主（乙）住所

氏名（署名）

別記様式第3号（第9条関係）（塘路ログハウスの場合）

標茶町お試し暮らし住宅定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主標茶町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる住宅（以下「住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、次に掲げる標茶町お試し暮らし住宅を乙に貸し付けるものとする。

名 称	塘路ログハウス
住 所	標茶町字塘路原野北8線52番地16
構 造	木造地上2階地下1階建
延床面積	165.28㎡
ペット同伴	不可

（契約期間）

第3条 契約期間は、7日以上1ヶ月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始 期	年 月 日から	日間
終 期	年 月 日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（貸付料）

第4条 住宅の貸付料は、下記の通りとする。

貸付料	円
-----	---

2 乙は、借用開始日までに貸付料を甲に納めなければならない。

3 貸付料の計算は、入居の月又は退去の月、若しくはその両方の月において、日数が30日未満となるときは、当該日数分の貸付料については、1ヶ月あたりの貸付料を30で除して得た金額（日額）に、当該日数を乗じて得た金額を貸付料とする。なお、日額は100円未満を切り捨てた額とする。

4 前項により納めた貸付料についてはこれを返還しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その都度返還割合を決定し、返還することができる。

5 第1項の貸付料には、ガス料金、電気料金、上下水道料金、備付け家財道具等一式使用料、NHK受信料、駐車場使用料を含んでいる。ただし、飲食費、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品や交通費については含まず、乙の負担とする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 乙は、入居開始日に甲より当該住宅の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

（2） 乙は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

（3） ごみは決められたルールに従い排出すること。

(4) 乙は、住宅の借用期間が満了するときに清掃等を行い、住宅を原状に復し、直ちに甲に住宅の鍵を返却すること。

(5) その他、住宅の借用に関し必要な事項。

(禁止又は制限される行為)

第6条 住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ペット不可物件でペットを飼育すること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) その他住宅の借用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上、特に必要と認められるときは、標茶町お試し暮らし住宅要綱第8条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により貸付の許可を受けたとき。
- (3) 貸付許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (5) 地震、豪雨、洪水、噴火、疫病、その他不可抗力の事由が生じたとき。

2 前項第5号を除き、前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、要綱第10条第2項により納めた貸付料は、これを返還しない。

3 前2項の措置によって乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

(住宅の明渡し)

第8条 乙は、借受期間満了日又は前条の規定に基づき貸付許可を取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときは、明け渡す日を事前に甲へ通知しなければならない。

3 甲は、第1項後段の規定による乙が行う原状回復の内容及び方法については、乙と事前に協議するものとする。

(立入り)

第9条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全又はその他住宅の管理上特に必要があるときは、乙の許可無く住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第10条 乙が、住宅の借用にあたって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、甲の許可を受けなければならない。

(特約事項)

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

- (1) 住宅は、築年数の経過や地震災害等により、地上部分についてはメンテナンスされているものの1度の傾きが生じ、地下についても2度の傾きが生じている状況であるが、乙はこの現状について了承のうえで入居するものとする。

(2) 住宅の傾きを理由とする場合に限り、乙は第3条第1項の始期から3日間は、本契約を解除することができる。

(3) 前項により契約を解除したときは、甲は要綱第10条第2項により納められた貸付料を全額返還する。

(4) 住宅の傾きを理由として、万が一、利用者の身体に不調をきたした場合でも、甲はその責めを一切負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれの1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)住所

氏名 標茶町長

印

借主(乙)住所

氏名(署名)

